

札幌市税条例等の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)5月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市税条例等の一部を改正する条例

(札幌市税条例の一部改正)

第1条 札幌市税条例(昭和25年条例第44号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第12条の2第1項中「第33条の5第3項」を「第33条の5第5項」に改め、同条第3項中「第33条の5第4項」を「第33条の5第6項」に改める。
- (2) 第18条第1項及び第4項中「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「この節」の次に「(第33条の5第7項から第9項までを除く。)」を加える。
- (3) 第19条第1項中「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算して得た金額」を加える。
- (4) 第26条第2項中「当該」を「同表の」に改める。
- (5) 第28条の3第13号ア中「123万円」を「133万円」に改め、同号ア(7)中「90万円」を「100万円」に改め、同号ア(イ)中「90万円」を「100万円」に、「120万円」を「130万円」に、「83万1円」を「93万1円」に改め、同号ア(ウ)中「120万円」を「130万円」に改め、同条第15号を次のように改める。

(15) 基礎控除額

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 納税義務者の前年の合計所得金額が2,400万円以下である場

合 43万円

イ 納税義務者の前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である場合 29万円

ウ 納税義務者の前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である場合 15万円

(6) 第28条の5第1項中「及び第13項」を「、第13項及び第15項」に改める。

(7) 第28条の6中「所得割の納税義務者に」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に」に改め、同条第1号アの表(キ)の項中「45万円」を「55万円」に、「40万円」を「50万円」に改める。

(8) 第30条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項第1号中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同項第2号中「基礎控除額」を「第28条の3第15号アに定める基礎控除額」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第5項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に改め、同条第7項中「の者」を「に掲げる者」に、「においては」を「には」に改め、同条第8項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「にあつては」を「には」に改める。

(9) 第30条の4第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「4月15日」を「同月15日」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「の定める」を「で定める」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「以下この項」を「第2号」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 法第317条の6第5項第1号の総務省令で定めるところにより、
地方税関係手続用電子情報処理組織（法第762条第1号に規定する
地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次項第1号及び第33条
の2の2第7項において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以
下この節において「機構」という。）を経由して行う方法
- (10) 第30条の4第6項中「によつて」を「により」に、「以下この項」を「第
2号」に、「次に」を「第33条の4の2第1項に規定する老齢等年金給付
の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の
公的年金等の支払をする者にあつては第1号又は第2号に」に改め、同項
第1号を次のように改める。
- (1) 法第317条の6第6項第1号の総務省令で定めるところにより、
地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して
行う方法
- (11) 第30条の4第6項に次の1号を加える。
- (3) 第1号に掲げるもののほか、機構を経由して行う方法として法第3
17条の6第6項第3号の総務省令で定める方法
- (12) 第30条の4第7項中「によつて」を「により」に、「この項及び次項に
おいて「記載事項」を「この条において「記載事項」に改め、同条に次の
1項を加える。
- 9 第5項（第1号に係る部分に限る。）又は第6項（第1号に係る部分に
限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、法第762条第1号の
機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第33条の2の2第
9項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に
到達したものとみなす。
- (13) 第33条の2の2第1項中「この節」を「この条から第33条の4まで」
に、「及び第8項」を「から第9項まで」に改め、同条第3項中「場合には、
この」を「場合は、この」に改め、同条第5項中「異動によつて」を「異
動により」に改め、同条第7項中「電子情報処理組織（行政手続等におけ
る情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項に規定する電子情報処
理組織をいう。）を使用する方法として総務省令で定める」を「、法第32

1 条の 4 第 7 項の総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う」に改め、同条第 8 項中「による通知事項」を「により行われた通知事項」に、「が行われたときは」を「については」に改め、同条に次の 1 項を加える。

9 第 7 項の規定により行われた記載事項の提供は、法第 7 6 2 条第 1 号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、市長が法第 3 2 1 条の 4 第 9 項の総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項が第 7 項に規定する特別徴収義務者に到達した時に当該特別徴収義務者に到達したものとみなす。

(14) 第 3 3 条の 4 の 5 第 1 項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第 2 項」に改める。

(15) 第 3 3 条の 5 第 1 項中「による申告書」の次に「(第 7 項及び第 8 項において「納税申告書」という。)」を加え、「第 1 0 条第 4 項の」を「第 2 2 号の 4 様式による」に改め、同条第 4 項を同条第 6 項とし、同条第 3 項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 2 6 項」に、「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第 6 6 条の 7 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 1 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 4 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 6 6 条の 9 の 3 第 4 項及び第 1 0 項又は第 6 8 条の 9 3 の 3 第 4 項及び第 1 0 項の規定の適用を受ける場合には、法第 3 2 1 条の 8 第 2 5 項及び令第 4 8 条の 1 2 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

(16) 第 3 3 条の 5 に次の 3 項を加える。

- 7 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び法施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第9項において「機構」という。）を経由して行う方法その他法施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。
- 8 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。
- 9 第7項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。
- (17) 第44条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、「するもの」の次に「又は札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号）の施行の日から同月31日までの間に認定を受けた認定事業者であつて同項第2号に掲げる事業を実施するもの」を加え、「最初に到来する固定資産税の賦課期日に係る年度以後3年度の間」に課すべきものを「取得した日の属する年の翌年の1月1日（取得した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から3年度分」に改め、「次の」の次に「各号の」を加え、「当該右欄」を「それぞれ同表の右欄」に改め、同条の表を削り、同条に次の2号を加える。

- (1) 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施するもの

年度の区分	割合
第1年度	10分の1
第2年度	4分の1
第3年度	2分の1

- (2) 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施するもの

年度の区分	割合
第1年度	10分の1
第2年度	3分の1
第3年度	3分の2

(18) 第78条を第78条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第78条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(19) 第79条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第79条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として法施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において

「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(20) 第80条第1項中「第78条第1項」を「第78条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第84条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号中「喫煙用のたばこ」を「喫煙用の製造たばこ」に改め、同号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

(21) 第80条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第78条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の

合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の法施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

(22) 第80条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、

その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、法施行規則で定めるところによる。

(23) 第81条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

(24) 第82条第3項中「第78条」を「第78条の2」に改める。

(25) 第84条第1項中「によつて」を「により」に、「第78条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「にあつては」を「には」に改める。

(26) 第108条の2第5項中「第73条の2第11項」を「第73条の2第12項」に改める。

(27) 第125条第1項中「によつて」を「(当該納付書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次条第2項において同じ。)により」に改める。

(28) 附則第3条の3第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

(29) 附則第5条の3第3項第1号及び第2号中「によつて」を「により」に改める。

(30) 附則第5条の4第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、「(区分所有に係る住宅」の次に「(区分所有に係る家屋である住宅をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

(31) 附則第5条の5第1項及び第2項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

(32) 附則第5条の6第1項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同条第2項第2号中「附則第12条第17項」を「附

則第12条第8項」に改め、同条第3項中「である貸家住宅」の次に「(その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、「(区分所有に係る貸家住宅」の次に「(区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「同条第4項」を「同条第2項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第1号口」を「附則第12条第12項第1号口」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改める。

- (33) 附則第5条の7第1項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「として法附則第15条の9第1項」を「として同項」に改め、「(区分所有に係る耐震基準適合住宅」の次に「(区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「その他の法附則第15条の9第4項」を「その他の同条第4項」に改め、同条第4項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第5項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第6項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「その他の法附則第15条の9第9項」を「その他の同条第9項」に改め、同条第7項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、「(区分所有に係る特定耐震基準適合住宅」の次に「(区分所有に係る家屋である特定耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「ごとに法附則第15条の9の2第1項」を「ごとに同条第1項」に改め、同条第11項中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「その他の法附則第15条の9の2第4項」を「その他の同条第4項」に改め、同条第12項中「平成30年3月31日」

日」を「平成32年3月31日」に改め、同条第13項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改める。

(34) 附則第5条の7の2の次に次の1条を加える。

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計画税の減額)

第5条の7の3 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

(平成18年法律第91号。以下この項において「高齢者移動等円滑化法」という。)第2条第17号に規定する特別特定建築物(次項第3号において「特別特定建築物」という。)で法附則第15条の11第1項の政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき法附則第15条の11第1項の総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事(高齢者移動等円滑化法第2条第1号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この条において同じ。)が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第17条第3項第1号に掲げる高齢者移動等円滑化法第2条第18号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき法附則第15条の11第1項の総務省令で定めるところにより証明がされたもの(以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。)に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該利便性等向上改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から2年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額(当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の100分の5に相当する額を超える場合には、当該100分の5に相当する額)の3分の1に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該期間の経過後に申告書が提出された場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 特別特定建築物が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

(35) 附則第5条の8第3項中「所有者（当該家屋）」を「所有者（当該被災家屋）」に改め、「」又は都市計画税額」の次に「（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）」を加え、同条第5項中「附則第55条の2第1項第1号」を「附則第55条第1項第1号」に改め、同条第7項中「」又は都市計画税額」の次に「（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）」を加える。

(36) 附則第9条を次のように改める。

（通常市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第9条 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（農地のうち、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内のもの（次に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、田園住居

地域内市街化区域農地（市街化区域農地のうち、同法第8条第1項第1号に規定する田園住居地域内のものをいう。次条において同じ。）以外のもの（以下この条において「通常市街化区域農地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該通常市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格により定める。

- (1) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第2条第3号に規定する生産緑地（以下この号において「生産緑地」という。）である農地（生産緑地法の一部を改正する法律（平成3年法律第39号）の施行の日以後に都市計画法第8条第1項の規定により定められた生産緑地法第3条第1項に規定する生産緑地地区の区域内の生産緑地である農地のうち、同法第10条第1項に規定する申出基準日（以下この号において「申出基準日」という。）までに同法第10条の2第1項の規定による指定がされなかつたものであつて、当該申出基準日の属する年の翌年の1月1日（当該申出基準日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するものその他の法附則第19条の2第1項第1号の政令で定めるものを除く。）
- (2) 都市計画法第11条第1項の規定により同法第4条第6項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で同法第55条第1項の規定による市長の指定を受けたものその他の法附則第19条の2第1項第2号の政令で定める農地

(37) 附則第9条の次に次の1条を加える。

（田園住居地域内市街化区域農地に対して課する平成31年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第9条の2 平成31年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する田園住居地域内市街化区域農地に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該田園住居地域内市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。）により補正した価格により定める。

(38) 附則第10の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項中「2分の1」を「4分の3」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第32項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(39) 附則第10の2第12項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改める。

(40) 附則第15条の2の2の2第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

(41) 附則第16条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

(1) 第30条の4第5項第1号中「次項第1号及び第33条の2の2第7項」を「以下この節」に改め、同条第9項中「第33条の2の2第9項」の次に「及び第33条の5第9項」を加える。

(2) 第80条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

(3) 附則第10条の2第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、0とする。

第3条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

(1) 第80条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4」を「0.6」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

(2) 第81条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

(3) 附則第10条の2第10項中「附則第15条第44項」を「附則第15

条第43項」に改め、同条第11項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第12項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第4条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

(1) 第80条第3項中「0.4」を「0.2」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

(2) 第81条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 札幌市税条例の一部を次のように改正する。

(1) 第79条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

(2) 第80条第3項中「、第1号」を「、次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（札幌市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第2項中「新条例」を「札幌市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第78条第1項」を「札幌市税条例第78条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1、

262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中札幌市税条例第78条を第78条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第79条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第80条から第82条まで及び第84条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条及び第5条の規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中札幌市税条例第19条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）、同条例第30条第1項の改正規定（第7号に掲げる改正規定を除く。）及び同条例附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第1条中札幌市税条例第30条の4及び第33条の2の2の改正規定並びに第3条（第6号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3条第4項の規定 平成31年4月1日
- (4) 第1条中札幌市税条例第125条第1項の改正規定、第2条中札幌市税条例第80条第3項の改正規定及び附則第6条第1項の規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中札幌市税条例第18条第5項の改正規定、第33条の5第1項の改正規定（「による申告書」の次に「(第7項及び第8項において「納税申告書」という。)」を加える部分に限る。）及び同条に3項を加える改正規定並びに第2条中札幌市税条例第30条の4第5項第1号及び第9項の改正規定並びに次条第5項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条中札幌市税条例第80条第3項及び第81条の改正規定並びに附則第6条第2項及び第7条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中札幌市税条例第19条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第2号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第28条の3及

び第28条の6の改正規定並びに同条例第30条第1項の改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）並びに同条例附則第3条の3第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日

(8) 第4条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成33年10月1日

(9) 第5条及び附則第10条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中札幌市税条例第28条の5第1項の改正規定並びに第2条（第4号及び第5号に掲げる改正規定を除く。）及び次条第4項の規定 生産性向上特別措置法（平成30年法律第 号）の施行の日
（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、前条第2号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の札幌市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第10号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例第28条の5第1項の規定（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第8条第15項に係る部分に限る。）は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

5 前条第5号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例第18条第5項及び第33条の5第7項から第9項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業

年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の札幌市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方税法(次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第43項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第43項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第43項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第43項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の

例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第7条第1項及び第9条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(札幌市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第44号)附則第7条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第78条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第7条第1項及び第9条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下

「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第12条、第85条第2項及び第85条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第84条第1項又は第2項	札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項
第12条第1項第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第12条第1項第3号	第33条の5の申告書（法第321条の8第22項の申告書を除く。）、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第108条の9第1項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第85条第2項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式

第 8 5 条の 2 第 1 項	第 8 4 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附 則第 5 条第 2 項
	当該各項	同項

- 5 30年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第7条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管

理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第9条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の札幌市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第12条、第85条第2項及び第85条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第84条第1項又は第2項	札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第7条第3項
第12条第1項第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項

第12条第1項第3号	第33条の5の申告書 (法第321条の8第22項の申告書を除く。)、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第108条の9第1項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第7条第3項の納期限
第85条第2項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第85条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第7条第2項
	当該各項	同項

5 32年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の

例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の札幌市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第12条、第85条第2項及び第85条の2の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条	第84条第1項又は第2項	札幌市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第 号。以下この条及び第2章
------	--------------	---

		第4節において「平成30年改正条例」という。) 附則第9条第3項
第12条第1項第2号	第84条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第12条第1項第3号	第33条の5の申告書(法第321条の8第22項の申告書を除く。)、第84条第1項若しくは第2項の申告書、第108条の9第1項の申告書又は第125条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第85条第2項	法施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第25号)別記第2号様式
第85条の2第1項	第84条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項

- 5 33年新条例第86条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づい

て、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第9号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第11条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の札幌市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税について、高所得者を除き基礎控除額を引き上げるとともに、固定資産税に係る特例割合を定めるほか、市たばこ税について、税率の段階的な引上げ及び加熱式たばこの課税方式の変更を実施する等のため、本案を提出する。